

秦野市上下水道審議会規程

(平成 29 年 4 月 1 日施行)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、秦野市附属機関の設置等に関する条例(昭和 33 年秦野市条例第 6 号)第 2 条の規定により設置された秦野市上下水道審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定める。

(組織)

第 2 条 審議会は、15 名の委員により組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員総数の 3 分の 1 以上の者から審議会招集の請求があったときは、会長は、これを招集しなければならない。

(部会)

第 6 条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会の所掌事項は、会長が会議に諮って定める。

3 部会の構成員は、委員のうちから会長が指名する。

4 部会には部会長及び部会長代理それぞれ 1 名を置き、その構成員の互選により定める。

5 部会は、部会長が招集する。

6 部会長は、部会の会務を総理する。

7 部会長代理は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 部会長は、必要に応じて審議の経過又は結果を直近に開催される審議会の会議で報告するものとする。

(会議)

第7条 審議会又は部会の会議(以下「会議」という。)は、それぞれ会長又は部会長がその議長となる。

2 会議は、審議会又は部会それぞれの構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会又は部会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。ただし、会議の秩序維持のためその他会議の運営上必要があると認めるときは、審議会又は部会の議決によりこれを非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第9条 会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければならない。

2 議事録には、審議会については会長及び会長が指名した委員1名が、部会については部会長及び部会長が指名した委員1名が署名するものとする。

(秘密の保持)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、上下水道局庶務主管課において処理する。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、審議会又は部会の運営について必要な事項は、会長又は部会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。